

## さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはら森林ビジョンの推進を図るため、木の良さのPR及び市民の木材に関する意識向上を図り、木材利用の促進に寄与する事業に対し補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造化 建築物又は工作物の柱、はり、けた、小屋組み及び壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。

(2) 木質化 建築物又は工作物の内装又は外装における木材利用又は備品等における木材利用をいう。

(3) さがみはら津久井産材 相模原市内で合法的に生産された木材をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 公共的建築物等へのさがみはら津久井産材利用促進事業

さがみはら津久井産材を利用し、そのPRを十分に図ることが見込まれ、不特定多数の利用者が見込まれる施設の木造化・木質化を行う事業。

(2) さがみはら津久井産材の家づくり事業

さがみはら津久井産材を利用した木造住宅に対する事業

2 この要綱に規定する補助金以外で目的を同じくする他の補助事業等の対象となっている事業は除くものとする。

3 第3条第1項第1号の事業については、補助事業を実施した年度内に完了しなければならない。

### (補助対象者)

第4条 補助を申請できる者は、第1条の趣旨に合致する工事・改修等を行う者とし、別表1の2欄に掲げる要件を満たすものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、別表1の3欄に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表1の4欄に掲げた額以内とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事業提案書等の提出)

第7条 第3条第1項第1号の事業について補助金の交付を受けようとする者は、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金事業提案書(第1号様式)及びその他必要な書類を市長に提出し、補助金申請の適否について審査を受けなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、追加資料を求められた場合、それに応じるものとする。

(審査会の設置)

第8条 市長は、前条に基づき第3条第1項第1号の事業の提案について審査を行うため、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業審査会を設置する。

2 審査会に関し、必要な事項は別に定める。

(審査結果の通知)

第9条 市長は第7条に基づく提案があった場合は、前条に基づく審査会を開催し、審査のうえ、補助金申請の適否を決定するとともに、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金事業審査結果通知書(第2号様式)により、審査結果を通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 第3条第1項第1号の事業について規則第4条第1項の規定による交付の申請は、審査結果の通知を受けた日から14日以内に行わなければならない。

2 第3条第1項第2号の事業について補助金の交付の申請をしようとする者は、さがみはら津久井産材の家づくり補助金交付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 規則第4条第1項第5号の市長が必要と認める書類は別に定めるその他必要な書類とする。

4 第3条第1項第1号の事業については、前項の書類に加え第9条による審査結果通知書の写しを提出するものとする。

(工事等の着手)

第11条 第3条第1項第1号の事業について補助の対象となる工事等の着手は、市長から規則第5条第2項に定める補助金等交付決定通知書を受けた後に行うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第12条 補助金の交付を受ける者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付を受けた者の義務)

第13条 補助金の交付を受けた者の義務については、別表1の5欄に定めるものとする。

(申請の取下げ)

第14条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、補助金等交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

(完成届)

第15条 第3条第1項第2号の事業について規則第13条に規定する事業完成届は、次条第2項に規定する実績報告書の提出により、届出があったものとみなす。

(実績報告)

第16条 第3条第1項第1号の事業について規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業等の完了後速やかに行わなければならない。

2 第3条第1項第2号の事業について、申請者は、市長が別に定める日までにさがみはら津久井産材の家づくり事業実績報告書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

3 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は別に定めるその他必要な書類とする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第23条の市長が定める期間については、別表1の6欄に定める期間とし、補助金の交付を受けた者が補助金を活用し工事等を行った部分に関する財産について、補助金の交付目的を達成することができなくなった場合又は処分、転用しようとするときは、あらかじめさがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金財産等処分申請書(第3号様式)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する場合は、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金財産等処分承認通知書(第4号様式)によりその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、交付を受けた者が第1項に定める期間内に市長の承認を受けずに処分等を行った場合は、当該財産等の取得又は設置に要した補助金の相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 市長は交付を受けた者が第1項に定める期間内に当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、交付を受けた者は補助金の相当額の全部又は一部の返還について市長に減免を協議することができるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1(第4条、第5条、第6条、第17条関係)

1 補助対象事業	2 要件	3 補助対象経費	4 補助金の額	5 交付を受けた者の義務	6 財産処分及び転用制限期間
公共的建築物等へのさがみはら津久井産材利用	(1) さがみはら津久井産材を利用し、そのPRを十分	(1)木造化・木質化のための工事費 (2)木製什器等の購入、組立	3欄に定める補助対象経費の1/2以内 ただし500万円を上限と	当該施設でさがみはら津久井産材が使用されている旨を明示し、木	3欄(1)については、8年、3欄(2)については、5年

<p>用促進事業</p>	<p>に凶る事が見込まれ、不特定多数の利用者が見込まれる施設であること。 (2) 市税の滞納がない者</p>	<p>て、設置、運搬に係る経費</p>	<p>する。</p>	<p>材利用の促進に努めるとともに、木材利用の促進に関する市の施策への協力に努めること。</p>	<p>とする。</p>
<p>さがみはら津久井産材の家づくり事業</p>	<p>(1) 主要な構造部が木造であつて、さがみはら津久井産材を使用した自ら居住する住宅であること。 (2) 市税の滞納がない者</p>	<p>木造住宅を建築等する場合に要する経費</p>	<p>さがみはら津久井産材使用量 1 m<sup>3</sup> に対し 2 万円を乗じた額とする。ただし、20 m<sup>3</sup> 40 万円を限度とする。</p>	<p>木材利用の促進に関する市の施策への協力に努めること。</p>	<p>特に定めない。</p>

相模原市長 あて

申請者 住 所.....  
 会社名.....  
 代表者.....  
 電話番号.....

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金事業提案書

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金の交付を受けたいので、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり事業を提案します。

1 事業の実施場所(住所) : .....

2 事業予定期間 : 着手.....年.....月.....日 / 完了.....年.....月.....日

3 総事業費 : .....千円

4 交付申請予定額 : .....千円

5 添付資料

- (1) 提案事業計画書
- (2) 申請者の概要
- (3) 施工図面 (配置図・平面図)
- (4) 施工予定地(箇所)の写真
- (5) 使用木材明細表
- (6) 事業費の積算根拠資料 (見積書等)
- (7) 質問書 (必要時のみ提出)

※ 氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。  
自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、下記に連絡先を記載してください。

連絡先.....(.....)

法人その他の団体で、自署又は押印がない場合は、上記連絡先のほか、本書類発行についての責任者氏名もあわせて記載してください。

責任者氏名.....

【市担当課処理欄】	確認方法	確認者

提案事業計画書

事業名称：

<p>1 事業目的・内容 ※さがみはら津久井産材使用の明示方法を必ず記載すること。</p>
<p>2 期待される効果</p>
<p>3 工事概要</p>
<p>4 工程スケジュール等</p> <p>設計期間：      年    月    日    ～      年    月    日</p> <p>工事期間：      年    月    日    ～      年    月    日</p> <p>供用開始：      年    月    日</p>

## 申請者の概要

## ア 申請者情報

法人名等	
所在地	
代表者役職／氏名	
資本金	
売上高 (直近決算)	
社員数	
業務内容	

## イ 担当者情報

担当者役職／氏名	
連絡先	電話：  FAX：  E-Mail：



第 2 号様式(第 9 条関係)

相模原市指令(森林)第 号

年 月 日

様

相模原市長

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金事業審査結果通知書

年 月 日付けで提案のあった事業について、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、審査結果を通知します。

1 結果

提案のあった事業について、 相当 ・ 不相当 とする。

2 補助金交付上限予定額

.....千円

年 月 日

相模原市長 宛

申請者 住 所.....  
 会社名.....  
 代表者.....  
 電話番号.....

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金財産等処分申請書

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金( 年 月 日付補助金等交付決定通知書相模原市指令(津経)第 号)により取得した財産等について、次のとおり処分したいので申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 処分財産等の所在地  
住所.....
- 3 処分財産等の名称及び取得年月日
- 4 処分財産等の取得価格及び時価
- 5 処分の方法 (有償による処分の場合は、処分価格)
- 6 処分の理由

※ 氏名を本人が自署する場合は、押印不要です。  
自署又は押印がない場合は、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、下記に連絡先を記載してください。

連絡先 ( )

法人その他の団体で、自署又は押印がない場合は、上記連絡先のほか、本書類発行についての責任者氏名もあわせて記載してください。

責任者氏名.....

	確認方法	確認者
【市担当課処理欄】		

第4号様式(第17条関係)

相模原市指令(森林)第 号

年 月 日

様

相模原市長

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金財産等処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった財産等の処分について、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、承認を通知します。

1 補助事業の名称

2 処分財産等の所在地

住所.....

3 処分財産等の品名及び取得年月日

4 財産等の処分に伴う補助金の返還

(1)有り

ア 返還額 円

イ 返還期日 年 月 日

(2)無し

## さがみはら津久井産材の家づくり補助金交付申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 木造住宅の建築場所（住所） \_\_\_\_\_

2. 補助金交付申請額

項 目	数量等	備 考
さがみはら津久井産材使用量 (ア)	m <sup>3</sup>	
補助金交付申請額	円	(ア) × 20,000円 = _____ 円 (千円未満切捨て) ただし上限400,000円

3. 添付書類

- (1) 建築確認済証の写し（増改築等で建築確認を要しない場合にあっては、請負契約書の写し等）
- (2) 完成図面、または、使用木材明細表（要綱参考様式3）
- (3) さがみはら津久井産材流通確認証の写し
- (4) 完成写真（2方向から撮った全景）

補助金の申請にあたり、私は、下記について確認及び同意しています。

- 1 要綱第4条に規定する市税の未納はありません。また、市において納付状況及び住民登録の調査を行うことに同意します。
- 2 申請者が暴力団員に該当しないことを誓約します。また暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
  - (1) 申請者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員である場合は、市長は、補助金の交付申請を却下します。
  - (2) 補助金の交付決定後に申請者が暴力団員であることが判明した場合は、市長は、交付決定を取消し、補助金を既に交付している場合には補助金の返還を命ずるものとします。

## さがみはら津久井産材の家づくり事業実績報告書

上記の申請について、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱第16条の規定により事業を完了していることを報告します。

事業完了日 令和 年 月 日

	確認方法	確認者
【市担当課処理欄】		